

# 福崎町文化財だより

65

福崎町教育委員会  
柳田國男・松岡家記念館  
神崎郡歴史民俗資料館

新たな町指定文化財が誕生！

文化財再発見 59

神谷古墳 1基

指定・種別 福崎町指定史跡  
指定年月日 平成26年5月1日  
所在地 福崎町高岡1937（醫王寺境内）  
所有者・管理者 醫王寺

福崎町で唯一の四角い古墳  
5月1日付けで、神谷区の  
醫王寺境内にある神谷古墳が、  
33件目の町指定文化財に指定  
されました。神谷古墳は、1

辺約20mの方墳（四角い形の  
墓）で、棺を納める玄室と外  
部を結ぶ通路（羨道）が同じ幅  
の横穴式石室を有しています。  
平成25年度に神谷古墳を調



図1 神谷古墳位置図



図2 神谷古墳想定図

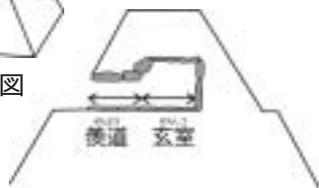


図3 石室内断面図



神谷古墳（南から）

査した結果、町内唯一の方墳  
であることや、図2のように  
2段構築であること、石室の  
特徴から7世紀前半に作られ  
たことなどが新たにわかりま  
した。石室は現存で11mあり、  
町内でも3番目に大きいもの  
になります。これらのことか  
ら神谷古墳は、古墳時代に高  
岡地域一帯を支配していた有  
力な人のお墓であると考えら  
れます。

見、中は狭そうですが、奥に  
入っていくにつれ、大人でも  
立ち上がることができるほど  
広くなっています。小学校の  
校外学習や出前講座などで、  
しばしば活用されてきました  
が、これまでは限られた人に  
しか知られていない古墳でし  
た。

また、同じ時期  
の播磨地域でも、  
方墳は円墳（円い  
形の墓）よりも数  
が少なく、町の古  
墳時代を知る上で  
重要な古墳である  
と評価できます。

残りの良い横穴式  
石室



石室内のようす

う、情報を発信していきたい  
と思います。神谷古墳は、町  
内でも、じっくりと石室の構  
造を観察できる数少ない古墳  
のひとつです。  
ぜひ、神谷古墳に訪れ、古  
代に思いをはせてみてください  
い。

形 : 方墳  
大きさ : 1辺約20m  
玄室長 : 4.7m  
玄室幅 : 1.32m  
羨道長 : 6.3m  
羨道幅 : 1.24m  
築造時期 : 7世紀前半  
(今残っている大きさを計測  
しています。)

～みなさんに支えられて20周年、学んで、体験して、成長して～

# ふくさき歴史体験隊

平成25年度1年間のおもな活動報告



昨年、ふくさき歴史体験隊は20周年をむかえました。ボランティアの方々をはじめ、地域のみなさんに支えられ、20年間、活動を続けることができました。ありがとうございました。

この活動は、町内の小学5、6年生を対象としています。文化財や人々との交流、さまざまな体験をおして、郷土の歴史文化を学びます。



土器もカマも大成功だったよ！



第3回は、みんなで協力してカマをつくり、土器を焼きました。少し焦げたりしたけれど、割れることなく上手に焼き上がりました。

第2回は、縄文土器をつくりました。みんな悩んで工夫して、納得いく自分だけの土器をつくりました。

粘土をひも状に伸ばし積み上げる。

土器はまず土台づくりから！



辻川界隈を巡りました。



第1回のウォーク・ラリーでは、辻川界隈を中心に、柳田國男の生家や修理工事中の三木家住宅などを見学しました。

風土記に勉強したよ。

お正月を前に、三連凧をつくりました。天候に恵まれず、凧はなかなか上がりませんが、好きな絵や模様を描き、思いのこもった凧が完成しました。



最終回は、紙すきで八ガキづくり。できあがった八ガキには、1年後の自分にメッセージを書きました。

『播磨国風土記』編さん1300年を記念して、神前山に登りました。急な斜面を乗り越え、山頂で記念撮影です。



体験隊活動へご協力いただきました保護者ボランティアや地域ボランティアのみなさんに厚くお礼申し上げます。本年度も活動へ参加いただける方を募集しています。ご協力いただける方は、資料館までご連絡ください。

歴史民俗資料館 ( ☎ 2 2 - 5 6 9 9 )



2年前から、福崎町教育委員会と連携して、8世紀に書かれた地誌、播磨国風土記の神前郡条に関わる聞き取り調査をおこなっています。今年1月、町内の八千種余田地区の調査で、とても興味深いお話をうかがいました。

昔から買い物や通婚も含めて、福崎町八千種と加西市北条町との往来は盛んである。しかしその交通路は、県道410号(中寺北条線)ではなく、峠を抜ける道を通るのが普通だったとのことでした。

たしかに大正12年(1923)の古地図(陸測図)をみると、余田地区の東側の谷間から峠道に入り、そこから現在の加西市吸谷町に至る「小径」が破線



余田側の道標(手前)と  
弥勒坂の鞍部(写真右奥)

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

八千種の余田地区と加西市吸谷町をむすぶ「古道」

神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター 研究員

坂江 渉

で描かれています(詳細は後掲の報告書の地図をご覧ください)。

その峠道は、「弥勒坂」と呼ばれていたようです。気になつたので、周辺調査をおこないました。すると、坂の両側の麓の道ばたに、「右、北条、吸谷(余田側)」、「右、余田、庄村(吸谷町側)などと書かれた道標が立っていました。

また、吸谷町の地元の方にうかがうと、弥勒坂は狭い峠道だが、昔はもう少し整備されていた。牛の背に荷物を載せて、それを西側の市川の船

瀬まで運んでいる人をしばしば見かけたとのことでした。車社会に生きているわれわれからみて、峠越えの道はやっぱりつかいなコースのように感じられます。



弥勒坂(吸谷町側から)

しかし徒歩が当たりまえの時代、多少のアップダウンがあるにしても、最短のコースをとって目的地に向かうのが普通だったようです。弥勒坂の鞍部の標高は、約200メートルほどですが、余田地区の住民のなかには、夏場にもここを越え吸谷町の集落に向かい、民家で「風呂」をよばれる人もいたといえます。

これらの話からみて、弥勒坂を通る東西のルートは、昭和30年代ころまで、人が頻繁

に通う、重要な交通路であった可能性があります。それが古代の風土記の時代まで遡ることを直接語る資料はありません。

しかし、弥勒坂の東側の吸谷町の谷間には、7世紀後半の白鳳時代に建てられたと推定される「吸谷廃寺」の遺構が残っています。

各地の発掘事例をみますと、古代の寺院は、一般に人の往来の盛んな交通路の近くに建立される傾向があります。これによりまると、弥勒坂を通過する道は、今から1300年前も昔からの「古道」の一つで、それに隣接する形で、吸谷廃寺がつくられたと理解できるかも知れません。

弥勒坂の峠道の途中には、不思議な伝説をもつ「蛙岩」という巨岩があり、また吸谷町には、風土記の「修布の井」に比定される井戸も存在します。



蛙岩(吸谷町側)

古道とともに、これらの歴史遺産をめぐる記憶や思い出などを掘り起こし、それを若い世代の人々に継承して行くことは、われわれの責務だと考えています。

そのため調査チームでは、今後も、関連する古文書や絵図の分析、さらには聞き取り調査をすすめていく予定です。弥勒坂の交通路に関わる情報提供をお待ちします。想い出やご記憶を神崎郡歴史民俗資料館(☎22・5699)までお寄せください。

なお、小稿の中身については、報告書のなかにまとめています。左のHPにアクセスしてください。

関連報告書のご案内

神戸大学学術成果リポジトリ、  
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81005935.pdf>  
ご覧ください。

# 柳田國男記念館だより

## 松岡鼎 没後80年

松岡家の長男である鼎は、万延元年(1860)に神東郡田原村辻川(現神崎郡福崎町西田原)に誕生しました。

姫路師範学校を卒業後、郷里田原村の昌文小学校の校長となりました。

そして、その後、医師となりました。

20歳で松岡家の家督を相続し、75歳で亡くなるまで松岡家の大黒柱としての役割を担いました。

鼎は生涯を通して、両親や弟たちのことも気遣いました。

今年は、昭和9年(1934)に亡くなった鼎の没後80年の節目の年です。



松岡 鼎

## 福崎から布川へ

鼎は医師となるために福崎を離れ、明治20年(1887)に茨城県北相馬郡布川町(現北相馬郡利根町布川)で「済衆医院」を開業します。

そして、開業から半年後には弟の柳田國男(6男)を呼

び寄せて、2年間育てました。國男は、布川で過ごした貴重な体験を『故郷七十年』で記しています。

## 布川と布佐を結ぶ橋

鼎は明治26年(1893)に千葉県南相馬郡布佐町(現



利根川(旧栄橋が架かっていたところ)  
旧栄橋は、現在の栄橋の下手(布川水位観測所付近)にあったと推測されます。

我孫子市布佐)に居を構え、「凌雲堂医院」を開き、その後41年間布佐で過ごしました。そして、昭和2年(1927)からの2年間、布佐町長をつとめました。このときに千葉県と茨城県の境である利根川に橋を架ける計画をしました。

この橋は、鼎が過ごした布川と布佐を結ぶ橋です。しかも、この橋を「栄橋」と名付けたのは、弟の井上通泰(3男)でした。

当館では、このような松岡五兄弟のつながりや交流を示す話を大事にし、兄弟の業績とともにお伝えしていきます。

### 柳田國男・松岡家記念館 歴史民俗資料館 利用案内

開館時間  
午前9時～午後4時30分

休館日  
月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日

入館料 無料

交通 JR播但線で福崎駅下車、徒歩約30分、またはバス・タクシーを利用。

車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。

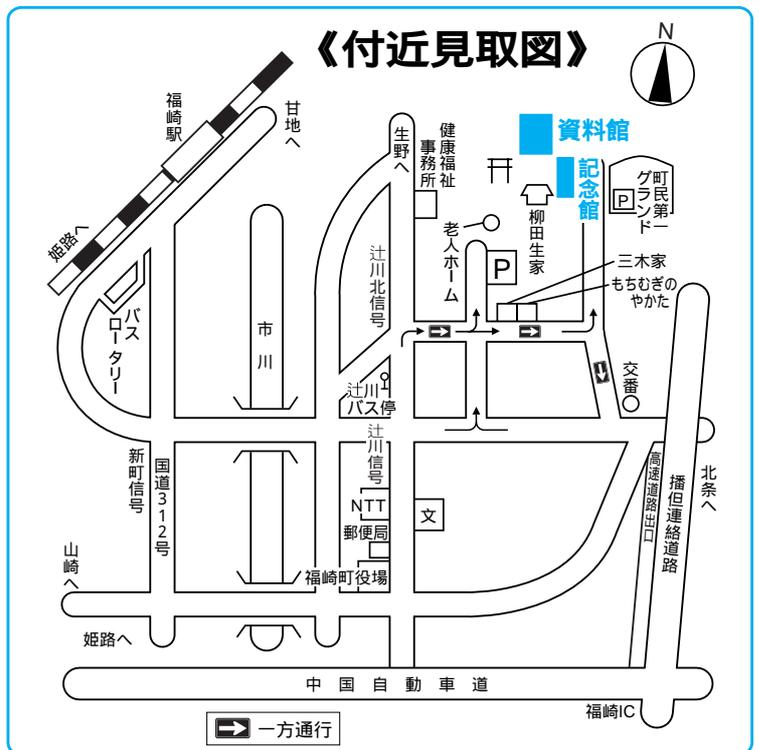
福崎町文化財だより(65)発行 平成26年6月5日

・福崎町教育委員会  
福崎町南田原3116の1  
☎0790220560

・柳田國男・松岡家記念館  
・神崎郡歴史民俗資料館  
福崎町西田原1038の12  
☎07902210000

(記念館)  
☎0790225699

(歴史)  
☎0790225699



## 平成26年度介護保険料

65歳の誕生日の前日の属する月から、各市町で決められた基準額をもとに、所得段階別に保険料が決定し、個々に納付していただきます。平成26年度の基準額は月額4,800円です。

みなさんには、6月に発送する「平成26年度介護保険料額決定通知書」でお知らせします。

### 【介護保険料早見表】

所得段階	対象者	保険料	年額(円)
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額 × 0.50	28,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.50	28,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.65	37,400
	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額 × 0.75	43,200
第4段階	本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、 前年の合計所得金額 + 公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.83	47,800
	本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、 前年の合計所得金額 + 公的年金等収入額が80万円を超える人	基準額 × 1.00	57,600
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額 × 1.25	72,000
第6段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.50	86,400
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額 × 1.70	97,900

第2・3・4段階の「合計所得金額」とは、年金以外の所得で構成する合計所得金額をいいます。

### 保険料を納付書で 納めていただいている方へ

今年度から6月の通知時に前納の納付書は同封しません。

一括での納付をご希望の方は、ご連絡いただければ送付します。

### 保険料を年金から 納めていただいている方へ

4・6・8月分は、原則前年度の2月分と同額の保険料を納めていただきます。(仮徴収)

前年の所得に応じ年間の保険料が決定すると、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を10・12・2月分で納めていただきます。(本徴収)

問い合わせ先

税務課 介護保険料担当  
(内線342)

## 介護保険施設の居住費、食費の軽減制度があります！

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイの各サービスを利用する方のうち、次の方については、居住費、食費について負担の上限額(負担限度額)が設けられ、負担が軽減されます。

1. 住民税非課税世帯の方
2. 生活保護を受けている方 など

### 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度があります！

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の1割が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

### 軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、サービスを利用する前に申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には、後日、認定証・確認証を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用してください。

### 〔1日あたりの負担限度額〕

利用者の所得等の状況	食費の負担限度額	居住費の負担限度額	
		ユニット型個室	従来型個室
・住民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受給している方	300円	ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室 (320円)	490円 (320円)
・住民税非課税世帯で 合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	390円	多床室(大部屋)	0円
		ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室 (420円)	490円 (420円)
・住民税非課税世帯の方 (上の基準に該当しない方)	650円	多床室(大部屋)	320円
		ユニット型個室	1,310円
		ユニット型準個室	1,310円
		従来型個室 (820円)	1,310円 (820円)
		多床室(大部屋)	320円

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合、従来型個室の負担限度額は( )内の金額となります。ユニット型個室や従来型個室などの区分については、利用する施設・事務所へお問い合わせください。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係(内線354・364)

## 農地転用について

農地転用とは、農地を住宅用地や露天駐車場など、農地以外の用途に変更することです。たとえ自分の土地であっても、農地転用する場合は必ず許可や届出が必要になります。また、一時的に使用する資材置場を目的終了後に農地に戻す場合なども、一時転用の許可申請が必要になります。



### 制度の概要

農地法	許可が必要な場合	転用申請者	許可権者
第4条	農地の所有者が農地を転用する場合	農地所有者	県知事(4ha以下) 農林水産大臣(4ha超)
第5条	他人名義の農地を売買・貸借し、転用する場合	農地所有者と転用を行う者(買主(借主))	"

4条・5条とも市街化区域の農地は農業委員会へ届出を行い、受理されると転用ができます。

### 条件

転用可能な農地(農振農用地以外)であること  
その土地でなければ事業の目的が達成しないことなど  
申請農地が福崎町農業振興地域整備計画書にもとづく農振農用地に指定されている場合、原則転用はできません。指定されているかどうかは、農林振興課農政係に確認してください。

### 申請の手続き

農地転用可能かどうかなどは、農業委員会に事前にご確認ください。  
農業委員会に申請書を提出すると、農業委員会が書類審査と現地調査を行います。  
農業委員会定例総会(月1回)で審議を行った後、県の諮問機関を経て、農地転用が認められた場合、申請者に許可書が交付されます。

### 転用許可を受けずに転用を行った場合

無断転用した場合や転用許可後に事業計画どおりに転用していない場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。また、無断転用者等には3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科せられることがあります。

### 問い合わせ先

農業委員会事務局  
(農林振興課内・内線312)

## 進めよう わが家の耐震改修

町と県では、昭和56年5月以前に着工された住宅を対象に、住まいの耐震化を支援しています。詳しくは、まちづくり課(内線335・336)へ。



### 制度の流れ

#### 簡易耐震診断推進事業

町が簡易耐震診断員を派遣し、調査・診断を実施します。

#### 費用

木造戸建住宅の場合：30,000円  
(個人負担額：3,000円)

申込期日 平成27年1月30日



簡易耐震診断の結果、評点の低かった住宅については、右の補助が受けられます。

#### 福崎町住宅耐震改修促進事業

町が耐震改修工事にかかる事業費の一部を補助します。  
補助金額 対象となる工事費用の16分の1以内(15万円/戸を上限)  
町内施工業者を利用した場合、さらに加算があります。

#### わが家の耐震改修促進事業

県が耐震改修の計画策定と工事にかかる事業費の一部を補助します。  
補助金額  
計画策定費補助：対象となる設計費用の3分の2以内(戸建住宅の場合：20万円/戸を上限)  
工事費補助：戸建住宅は対象となる工事費用の3分の1以内(戸建住宅の場合80万円/戸、耐震診断の評点が0.7未満の木造戸建住宅のみ93.3万円/戸を上限)  
申込期日 予定戸数に達し次第受付終了